

# 公的年金等受給者および給与所得者の所得税還付申告

2月17日(月)～3月16日(月)に市内各所で確定申告の受け付けを予定していますが、毎年、大変混雑します。所得税の還付申告をする人は、下記のとおり相談および受け付けを行いますので、こちらをご利用ください。

開催日時	2月7日(金)午前9時30分～正午、午後1時～午後3時30分(各30分前に受付終了) ※会場の混雑状況により相談受け付けを早めに終了する場合があります。	
開催場所	市民ホール 小ホール	
対象者	公的年金等受給者・給与所得者	住宅借入金等特別控除を新たに受けたい人
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金などを受給している人 ※事業所得や不動産所得、譲渡所得がある人を除く</li> <li>令和元年中に一定額以上の医療費などを支払い、医療費控除による所得税等の還付申告をしたい人</li> <li>令和元年の途中に退職し、年末調整ができていない人 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅ローンなどを利用して、自宅を新築や購入、増改築等をして、令和元年中に居住の用に供し、一定の要件を満たす給与所得者で、住宅借入金等特別控除による所得税等の還付申告をしたい人</li> </ul>
必要書類など	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金や給与所得等の源泉徴収票 ※令和元年中に退職金を受け取った人で、退職所得を申告する場合は、退職所得の源泉徴収票も必要</li> <li>医療費控除の明細書(医療機関、医療を受けた人ごとに集計し、自分で作成してください。また、医療費通知を使用する場合は「医療費のお知らせ」が必要です)</li> <li>生命保険料や地震保険料・長期損害保険料・国民年金保険料などの控除(支払)証明書、健康保険料の金額のわかるもの ※給与所得者で、年末調整したものは除く</li> <li>印鑑(認印で可)</li> <li>本人名義の振込先の預貯金口座の番号などがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>控除を受けるための要件と必要な添付書類などは、国税庁ホームページでご確認いただくか、草津税務署までお問い合わせください。</li> </ul>
その他	土地・建物・株式などの譲渡所得、贈与税、相続税に関する相談は行いません。	

## ▼e-Taxでの確定申告がより便利です！

- ① 国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
- ② 提出方法などを選択
- ③ 金額などを入力
- ④ 申告書を提出

※パソコンやスマートフォンを持っている人は、国税庁ホームページから確定申告書が作成できます。特にスマートフォンを持っている人で、2カ所以上の給与所得がある人や年金収入や副業などの雑所得がある人も専用画面で確定申告ができるようになり、ますます便利になりました。

## ▼確定申告書に記載するマイナンバーについて

- 申告書や申請書などの手続きに、マイナンバーの記載と本人確認書類(個人番号カード、または通知カードと運転免許証や健康保険証など)の提示または写しの添付が必要です。

## ▼公的年金を受給されている人へ

- 公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。
- 所得税の確定申告をしない人でも、市県民税で「公的年金の源泉徴収票」に記載されていない控除の適用を受ける場合などは、市県民税の申告が必要です。

## 確定申告

申告書は草津税務署で交付しています。1月20日(月)以降は税務課でも交付します。また、国税庁ホームページでも申告書の作成、申告用紙のダウンロードなどが可能です。

草津税務署 ☎(562)1315(自動音声案内) 市税務課 ☎・☎(582)1115 ☎(583)9738



ホームページ